

平成21(2009)年2月28日第122号

学校だより

ヒューストン日本語補習校

Japanese Educational Institute of Houston

12651 Briar Forest Drive, Suite 105, Houston, Texas 77077

Tel. 281-531-6743 / Fax. 281-531-6795 (事務局 火~金曜日)

Tel. / Fax. 713-973-0659 (職員室 土曜日のみ)

E-mail: jlssh@jeihouston.org Home Page: www.jeihouston.org

「右近の橘」「左近の桜」

文化的な行事は、表題のような普段忘れかけている言葉を思い出させてくれます。

私は男兄弟の中で育ったせいか、育った家では“ひな祭り”という文化があったのかどうかもはっきり覚えていません。子どもの時からの知識で、ひな祭りは“女の子のお祭り”“桃の節句”“男子のこどもの日”に対して、女子はひな祭り”、たわいない経験の中で、“給食に、お菓子(ひなあられ)がついていた”程度のことしか思い浮かびません。

月日が経ち、長女を授かり、ひな壇が組まれ人形が飾られると、その由来や人形について詳しく知ることになりました。

3月3日は、女の子の健やかな成長を願うひな祭りです。三水会センターでは、七段のひな壇で立派なひな人形が飾られています。

うれしいひなまつり

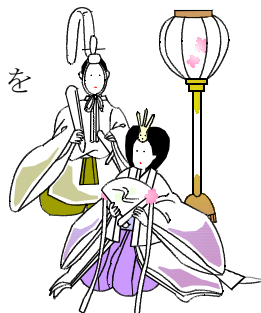
作詞：サトウハチロー 作曲：河村 光陽

あかりをつけましょ ぼんぼりに
お花をあげましょ 桃の花
五人ばやしの 笛太鼓
今日はたのしい ひなまつり



お内裏様(だいらさま)と おひな様
二人ならんで すまし顔
お嫁にいらした 姉様に
よく似た官女の 白い顔

金のびょうぶに うつる灯(ひ)を
かすかにゆする 春の風
すこし白酒 めされたか
あかいお顔の 右大臣



着物をきかえて 帯しめて
今日はわたしも はれ姿
春のやよいの このよき日
なによりうれしい ひなまつり

記憶は曖昧なもので、口ずさむと2番と3番の歌詞が混ざっていたり、『ひなまつり』だと思っていた童謡の題名が、正しくは『うれしいひなまつり』だったりしました。幼稚園や小学部低学年は、“ひな祭り”の話があったり、男雛と女雛を作ったりした学

級があったことでしょう。

3月3日を控え、ご両親、とりわけ母親の中には、ご自分が子どもの時の“ひな祭り”を思い出しながら、お子様に語りかけるように『うれしいひなまつり』を歌ってあげている方がいらっしゃるのではないかと思います。親子ともに忙しい毎日の生活ですが、左下の歌詞を見ながら、家族で歌う時間をとるくらいのゆとりを持ちたいものですね。

歌った後で、子どもから、「五人ばやしって何。」「官女は?」「右大臣は?」と尋ねられたら、親子で一緒に調べてみてください。また、親から子どもに、「ぼんぼりって何?」と訊いてみてください。楽しいひとときになることでしょう。5段目の3人は、怒ったり(怒り上戸)泣いたり(泣き上戸)笑ったり(笑い上戸)して、表情が一人ずつ違い、とても豊かなことがわかります。3人一組の左右に置かれた、向かって左側の木、右側の木を見ると、



【三水会センターのひな人形】
京都御所や平安神宮の正殿の左右にある「橘」と「桜」を思い出します。

源氏物語を学習した高校生は、表題の「右近の橘」「左近の桜」という言葉を耳にしたことがあるかもしれませんね。ひな段に飾られた「橘」と「桜」の原型は京都御所に植えられている木であることを覚えておくといいでしょう。そして、いつか、王朝文学を代表する源氏物語の重要な舞台となった京都御所を訪れることを私はお勧めしたいと思います。

ひな祭りから、親と子どもの会話がどんどん進み、地理や歴史、文学の話にまで発展すること・・・は、ありえないかもしれません。でも、“ひな祭り”のような、日本の文化がきっかけとなり、子どもたちの興味・関心がどこまで広がっていくかわかりません。機会を与えてくださったショーイング・ジャパンのみなさまに感謝いたします。

裁判員制度について

中学部2年 古川健吾

僕は、今年五月二十一日から新たに設けられる新制度、裁判員制度は本当に必要なのだろうか、と疑問に思ったことがある。法律に携わる職を持ちたいと思う僕にとって、新しく導入されていくシステムを知ることは必須事項であったし、何より僕自身裁判員制度に多少なりとも興味を抱いていたので、調べてみた。僕自身の意見を述べる上で、裁判員制度の概要を記述したいと思う。

まず始めに裁判員制度と言うのは、六人の裁判員、そして三人の裁判官によって実地される。それも全ての事件に採用されるわけではなく、決まった類の裁判にのみ採用される。例外はあるのだが今現在対象とされているのは、外患誘致罪、殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、強姦致死罪、危険運転致死罪、保護責任者遺棄致死などである。尚、外患誘致罪と同等の被害を及ぼすとされる内乱罪は高裁が第一審の管轄である為、裁判員制度は適用されない。今述べた犯罪は、人の命、或いは将来を大きく変動させてしまうほどの罪である。故に、経験を積み、固定観念が出来上がってしまっている裁判官だけが裁くことは、余りにも軽率な行動ではないのか、と僕は常日頃から思っていた。だから裁判員制度が定められると聞いたときはそれに賛同したのだが・・・。法律の初心者に裁かせるのもどうだろうか。法律を主とした職を持っていないかとしても、ある程度知識があるならいいだろう。しかし今の日本はどうか？日本国憲法と言う言葉さえ知らない人が多い。面白半分で裁判員制度に参加して、命を裁く人もいるかもしれない。いくら禁錮以上の刑に処された人間が資格を持ってないにしても、同じように命を重んじない人が裁判員に選ばれる確立は充分にあるのだ。

それに、裁判員制度には欠点もある。公判に居合わせる裁判員には、他の裁判官同様に有罪、又は無罪を断定する権利、そして少年事件にいたっては、保護処分を家庭裁判に申請することも出来る。ただ、裁判員個人に決定権限は無い。この制度では、構成裁判官及び裁判員双方を含めた過半数の支持を得られない限り、立証責任を有する人に不利な発言がされたとして扱う。しかも判決を決める際、全員一致で無い限り多数決となるのだが、被告人にとって不利な判決（有罪など）を言い渡す場合、最低でも一人の裁判官の同意が必要となる。つまり裁判員六人が有罪に賛同したとしても、裁判官三人が無罪と断定したならば、有罪判決は言い渡せないのである。しかし有罪無罪の問題でなく、犯罪の成立云々に関してのこともある。

例えば裁判官三人が犯行成立を唱えても、裁判員六人が犯行が成立しないと示した場合、犯罪の成否に関しては検察官が立証責任を負うので無罪とされる。尚、英米はこれを評決不能として再度裁判を行う。これは多大なリスクを伴うことになる。しかし、今の日本にリスクを背負う要領は残っていない。ただでさえ不況で犯罪が増えるこの状況で、犯罪者が無罪とされ、野放しになるかもしれないと言う危険は、僕個人の観点から言えば異常であるといえる。

長々と説明文のようになってしまったが、僕の意見は概ね述べられている通りである。尚、裁判員はくじで公平に選ばれるので、義務教育を終え、各地域の「選挙人名簿」に記されていれば理論上誰でもなれる。その上で、知っておきたいことだけ、僭越ながら乗せさせてもらう。もし正当な理由無しに出廷しなかった場合、十万円以下の罰金に処される。そして守秘義務。公判での経緯を漏らした場合、六ヶ月以下の懲役、または五十万円以下の罰金が課される。

これを読んだ方は、自分には関係ないことと思わず、出来れば法に興味をもち、知識を持ってほしい。裁判員制度が実地される今、我々にとって「裁判」とは、無縁の物ではなくなったのだ。

国は、数年前から国民に「裁判員制度」を理解してもらおうと頻りにPRしていましたが。実施が目の前に迫っていることを私は忘れていました。古川君は自分の将来のことを考えながら、この制度を解釈し、意見を述べることができました。最後に、「裁判員制度」が、私たち自身の生活に密接に関わることを加えて文が結ばれています。秀逸な作文です。私は少年事件の審判の仕組みやその考え方は少し説明することができますので、機会があればお話ししたいと思います。

◆パトロール当番予定表 3月7日◆

～よろしくお祈りします～

	学年	順位	児童生徒氏名
★AM1	リーダー	中3	1 1 納 良介
			2 1 2 星子 花
			3 1 3 河内 杏樹
			4 1 4 守屋 陽香
			5 1 6 小宮 紗里
		高1	6 1 畑中 広信
			7 2 古川 葵
★PM1	リーダー		3 古賀 育子
			2 4 ゲッチュ 美希
			3 5 岩本 麻衣
			4 6 百足 えりか
			5 7 中山 裕貴
			6 8 村瀬 莉央
			7 9 鈴木 ひかり

